

第8次岸和田市交通安全計画（素案）にご意見をお寄せください
（意見公募）

平素は、岸和田市政及び岸和田市交通安全事業にご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
本市では交通安全対策基本法（昭和45年法律110号）に基づき、市内の交通安全対策を総合的・計画的に推進するため、過去7次にわたり岸和田市交通安全計画を策定し、その実施に努めてきました。

先の第7次の計画では、人命尊重という理念をはじめとして交通事故の撲滅を究極的な目標に、交通安全対策を強力に推進してきました。

特に高齢者が関係する交通事故は非常に高い水準となっており、今後、高齢者人口が増え続けることが見込まれる中、高齢者の安全により一層配慮した交通環境・交通秩序の整備が重要となってきます。

そうしたことを踏まえ第8次岸和田市交通安全計画では、変化する交通事情や過去の交通事故の実態を考慮して高齢者への交通安全施設の充実を図るとともに、市民、交通安全関係機関・団体などが一体となって広報活動や交通安全教育を積極的に推進し、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図るべく総合的で効果的な施策を策定せねばなりません。

このたび、本計画策定の一環としまして、市民の方々から標記計画の素案についてご意見をいただくため、3月1日から3月31日までの予定で各市民センター・山滝支所・改革推進室情報公開コーナー・交通河川課及びホームページ上に素案を配備しましたので、つきましては、皆様からご意見をいただきたくよろしくお願ひいたします。

なお、意見公募の期間につきましては、3月1日から3月31日までとなっておりますのでよろしくお願ひいたします。

また、本件に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

記

問合せ先：意見提出先

		岸和田市 交通河川課
問合せ先	TEL	423-9499（交通対策担当）
意見提出先	FAX	423-3347
	電子メール	koutsu@city.kishiwada.osaka.jp
	住所 (〒)	岸和田市岸城町7-1 (〒596-8510)

以上

(素案)

第8次

岸和田市交通安全計画

平成19年 月

岸 和 田 市

まえがき

21世紀の安全な交通社会をつくるという目標に向かって、先の、第7次岸和田市交通安全計画においては、人命尊重という理念をはじめとして交通事故の撲滅を究極的な目標として、交通安全対策を強力に推進することを基本としてきた、その結果としては、別表のようになり交通事故死者数においては、各年に大きな差が生じており、また、交通事故件数と傷者数はともに高い水準で推移してきており、一定の成果を得ることが出来たとは、いいにくい状況であったといわざるを、えない。

また、その一方で今回の交通安全計画において中心的な役割となってくると考えられる、高齢者の交通事故発生の種類数値も、前回の安全計画期間内では非常に高い水準となっており、自動車保有台数や運転免許保有人口の増加等に伴う交通環境を取り巻く状況は悪化してきており、これらはさらに深刻な社会問題となってくるであろうと思える。

今回の第8次岸和田市交通安全計画の策定においては、前回の第7次の策定時よりも、高齢者の交通安全計画のみならず地域全体の交通環境をより良好にするために、交通安全に関する諸政策をより総合的でより長期的な施策として地域全体の連携をより一層強力に保ち、交通安全対策を強力に推進する必要がある。

別表

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
交通事故件数	1,637	1,595	1,614	1,608	1,541
交通事故死者数	7	10	4	18	6
内高齢者	2	4	1	6	0
高齢者関連率	28.6%	40.0%	25.0%	33.3%	0%
交通事故傷者数	2,120	2,028	1,987	2,042	1,974
内高齢者数	170	188	172	212	191
高齢者関連率	8.0%	9.3%	8.7%	10.4%	9.7%

第1部	計画の構想	-----	1
第2部	道路交通の安全	-----	2
第1章	講じようとする施策	-----	2
第1節	交通安全思想の普及徹底	-----	2
	(1) 生涯にわたる交通安全教育の振興	-----	2
	(2) 広報活動の充実	-----	3
	(3) 交通安全に関する民間団体の主体的活動等の推進	-----	3
第2節	安全運転の確保	-----	4
	(1) 運転者教育等の充実	-----	4
第3節	道路交通環境の整備	-----	4
	(1) 交通安全施設等の施設整備事業の推進	-----	4
	(2) その他交通環境の整備	-----	5
第4節	総合的な駐車対策	-----	6
	(1) 自動車の駐車対策の推進	-----	6
	(2) 自転車の駐車対策の推進	-----	6
第5節	車両の安全性の確保	-----	7
	(1) 自転車・ミニバイクの安全性の確保	-----	7
第6節	道路交通秩序の維持	-----	7
	(1) 暴走族対策の強化	-----	7
第7節	救助・救急体制等の整備	-----	7
	(1) 救助・救急体制の整備	-----	7
	(2) 救急関係機関との協力関係の確保	-----	7

第1部 計画の構想

交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき、市内の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するために過去7次にわたり岸和田市交通安全計画を策定し、その実施に努めてきた。

本市も全国的な傾向と同様に、年少人口(0～14歳)や生産人口(15～64歳)は絶対数や全人口に占める割合が低下し、高齢者人口は絶対数、人口割合とともに、着実に増え続けています。今後高齢者人口が増加するとともに、高齢者のいる世帯も増えています。特に高齢のひとり暮らしや夫婦のみの世帯がふえていることが特徴です。

この観点から、第8次交通安全計画を策定するにあたり、地域の高齢化社会への情勢の変化を考慮に入れ、今後の安全な高齢化社会の形成に向けて道路交通の安全性・円滑化を図るため、交通環境・交通秩序を整備するにあたり、適切かつ実施可能な施策を検討し推進するものとする。

今後、変化する交通事情及び過去の交通事故の実態を考慮し、高齢者への交通安全施設の充実をはかるとともに、交通社会を構成する「人・交通機関・交通環境」という3つの重要な素因について、相互の関連を考慮しながら、市民・交通安全関係機関・団体等が一体となって、一層強力な交通指導・交通規制を推進していくとともに、広報活動や交通安全教育を積極的に推進し、住民一人一人の交通安全に対する意識の高揚を図り、より効果的な施策を総合的に策定しなければならない。

人命尊重の理念のもと、長期的視野にたつて、交通事故撲滅を究極の目標とし、交通安全関係事業を強力に推進することを基本として、本計画を策定するものとする。

	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年	
総人口	188,317	194,754	199,639	204,618	
年少人口	34,596	32,478	32,579	32,886	
率	18.3%	16.7%	16.3%	16.1%	
生産人口	133,826	137,157	136,022	135,872	
率	71.0%	70.4%	68.1%	66.4%	
高齢者人口	19,895	25,119	31,038	35,860	
率	10.6%	12.9%	15.5%	17.5%	

第2部 道路交通の安全

第1章 講じようとする施策

第1節 交通安全思想の普及徹底

(1) 生涯にわたる交通安全教育の振興

交通安全教育は 自他の生命の尊重の理念のもとに、道路の利用者それぞれが、交通社会の一員としての責任と自覚を持つだけでなく相手の立場を尊重し、地域の交通安全に貢献できるように、交通安全に対する意識及び交通マナーの向上に努め、家庭・学校・職場等において交通安全教育の充実をはかるため、人の成長に合わせて幼児から高齢者まで、生涯にわたる交通安全教育を継続的に一層推進する。

- a. 保育所(園)・幼稚園においては、子供達の成長の過程を十分に踏まえながら、地域の実情に応じて、幼稚園・保育所と家庭・地域・交通安全関係機関・団体と連携・協力をはかりながら、基本的な交通の技能及び知識を習得させるために、日常的なことの講話及び映画または実地指導等により交通安全講習を実施する。

また、家庭において交通安全について話し合うことが出来るような資料等を交通安全関係機関・団体等より提供を行うことにより、地域・保護者が一体となった交通安全教育を行う。

- b. 小・中・高等学校においては、心身・知識の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者・自転車及び自動二輪車の利用者・運転者として、必要な技能と知識を取得させるとともに、一般社会人としての交通安全に配慮しうる資質と道徳心を向上させるための交通ルールの重要なことから理解させるために、各学校・地域において必要な交通安全教育を機会あるごとに、または学校行事の中心として実施する。

また、保護者が日常的に子供の模範となりうるように、保護者を対象とした、交通安全講習会の開催を促進する。

- c. 成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心に交通安全の意識や交通マナーの再確認を促し、子供の模範となりうる行動を率先して実践するよう習慣づけ、社会的責任を再確認させるため、職場や地域全体において交通安全教育を推進していくために、運転者教育指

導者の育成を図らなくてはならない。

また、社会人の交通安全教育について、公民館等の社会教育施設や企業等の職場において、社会人を対象とした講座などの交通安全のための諸活動を促進する。

- d 交通弱者である高齢者に対しては、平成17年12月議会で議決を得て、18年4月より施行となった高齢者交通安全条例に基づき、モデル地区を指定し、その地区をはじめとして老人会等の関係諸団体の組織を通じて交通安全教育を積極的に実施するとともに、高齢者の交通安全及び移動の利便性に配慮した高齢者に優しい交通環境を実現するため、交通安全施設の点検及び整備に努める。
- また高齢者同士の相互啓発活動等の機会を確保して、交通安全に対する意識の高揚を図るようにする。

(2) 広報活動の充実

春・秋の全国交通安全運動期間中はもとより、「迷惑駐車追放府民運動」「夏の交通安全府民運動」「年末の交通事故防止運動」等の各交通安全関係運動を通じて交通事故撲滅を究極の目標とした、キャンペーンや広報車によるPR活動を実施することにより、市民一人一人に交通安全の重要性を理解してもらえるように広報啓発活動を積極的に実施し充実させていく。

(3) 交通安全に関する民間団体の主体的活動の推進

既に組織化され活動を行っている「交通事故をなくす運動」岸和田市推進本部を中心として岸和田市交通指導員会等の交通安全関係諸団体の活発な活動に対し、協力や援助を行っていく。

また、毎月2回 の園児・学童等の登校時の街頭指導や毎月1回のノーマイカーデーにあわせた迷惑駐車追放パトロール等を実施している、岸和田市交通指導員会については、関係機関の協力を得て技術や資質の向上のため研修会を開催して、より適切な交通安全指導を行っていくようにする。

第2節 安全運転の確保

(1) 運転者教育の充実

安全運転を実践できる運転者を育成するために、免許取得前から交通安全への意識の向上の為に、交通安全教育の充実を図り、免許取得時及び免許取得後においては、単に知識や技能を教える場にとどまることなく、個々の心理的・性格的な適正を踏まえた教育を交通事故の悲惨さへの理解を深める教育を実施することにより、自らの自覚を促し安全運転をしようとする意識や態度を向上するように、教育内容の充実を図る。

また、運転者や運転予定者に対して、交通ルールの遵守の徹底化・交通安全への意識の高揚を図っていくため、警察や交通安全協会等の交通安全関係機関・団体の協力を得て、より充実した内容の運転者講習会の実施や街頭における指導・啓発等の活動を積極的に行う。

また、民間企業の職員にたいしても、交通安全関係機関・団体等の協力を得て安全運転や交通安全の意識の高揚を図るための教育を実施する。

第3節 道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の施設整備事業の推進

交通事故が多発して起きている道路や緊急に安全の確保を要する道路等の特に交通安全を確保する必要がある道路については、事故の実態を調査・分析を行い、総合的・計画的に交通安全施設整備事業を積極的に推進することにより、交通環境を改善し、交通事故の防止と安全・円滑な道路の確保を図る。

- a. 岸和田市高齢者交通安全条例に基づき、高齢者の交通安全及び移動の利便性を配慮した歩行者、高齢者に優しい交通環境の実現を図る。
- b. 交通事故が多発している交差点を事故多発交差点として、信号のない場所には信号機を設置可能な環境を築き、警察等の交通関係機関・団体に高度化された信号機の設置依頼するなど、集中的に交差点の整備を行い、対策実施交差点での交差点事故の抑止を積極的に図ることにより、安全な交差点整備を実施する。

- c. 交通安全の確保を要する場所には、防護柵・道路照明・道路反射鏡・道路標識・区画線等必要な交通安全施設を総合的かつ長期計画的に整備していく。

特に交通量の多い幹線道路等に整備の重点をおき、事故の減少または発生ゼロになるよう施設の高度化・充実に努め、警察等の交通関係機関・団体の協力を得て地域全体の交通環境を良くするよう交通安全施設の整備を積極的に推進していく。

(2) その他交通環境の整備

a. 適正な道路使用

駐車禁止の車により、道路の通行に支障をきたすことのないよう本市においては、毎月20日の「ノーマイカーデー」に合わせて実施している「迷惑駐車パトロール」を警察等の交通関係機関・団体の協力を得て、強力に推進することにより、道路使用の適正化及び道路交通の円滑化を図る。

また、道路上への工作物の設置や工事のための占用については、道路使用許可条件の遵守等の指導・監督を強化し無秩序な掘り返しによる、交通の支障を未然に防止するように調整・指導を行う

b. 道路法に基づく通行禁止又は制限

道路の構造を保全し、交通の危険を防止するために、道路の破損・欠損等により、通行が危険であると認められる場合には迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また道路との関係において、必要とされる車輛の寸法・重量等の最高限度を超える車輛の通行禁止又は制限を行うため、必要な体制の強化・充実に努める。

c. 危険物の輸送に関する交通環境の改善等

危険物輸送時の事故によって起きる大規模な災害を防止するため、危険物輸送事業所に対し、危険物の輸送に関する法令等の遵守・乗務員教育等の指導を強化・推進等危険物輸送上の安全確保をはかる。

d. 子供の遊び場の確保

子どもの道路上での遊びによる交通事故を防止するために、子どもの遊び場不足を解消することにより、良好な生活環境づくり等を図るため公園の整備を推進する。

さらに、幼児及び小学生・中学生を対象として、公民館等の活用や公立の各学校の校庭・体育館の開放を促進することにより、安全なこどもの遊び場の確保を図る。

e. 災害の発生時の安全な交通

災害が発生した場合において安全で安心な生活を支える道路交通の確保することとし、道路の被災状況や道路通行状況を迅速に調査・分析し、交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ的確に実施して、災害の状況や交通規制等に関する情報の提供を迅速に推進する。

第4節 総合的な駐車対策

(1) 自動車駐車対策の推進

本市では、平成8年7月1日より「岸和田市迷惑駐車追放に関する条例」を施行し、迷惑駐車重点地域内での広報・啓発と迷惑駐車追放を図るため、また、重点地域以外の所についても同様に迷惑駐車追放パトロールを、毎月20日の「ノーマイカーデー」に警察等の関係団体の協力を得て交通指導員が広報活動を積極的に実施している。今後さらに広報・啓発と追放のパトロールを積極的に実施していく必要がある。

また、交通計画・土地利用計画等に応じた駐車対策を行うため、駐車場と駐車の実態を把握した上で、駐車場整備計画を考慮に入れて、都市部においては交通の混雑緩和を図るため、また郊外においては交通の利便性を図るため、パーク・アンド・ライドの普及と利用者の拡大のために広報啓発活動をさらに推進する。

(2) 自転車駐車対策の推進

通勤・通学等日常の生活において欠かすことの出来ない自転車の利用者は、年々増加の一途をたどっており、大きな社会問題となっており、その駐車対策については、その総合的かつ計画的な推進を図ることが必要となっている。鉄道の駅周辺における、放置自転車の問題はその地域の状況に応じて、駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る必要がある。

本市においては、市内の全駅に有料無料の自転車等駐車場を設置し「岸和田市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、自転車利用者に対して、道路の適正な利用等について指導・啓発をするとともに、放置禁止区域内の放置自転車に対しては強制的に移動し保管を行っている。より多くの人々が自転車等駐車場を利用できるように、路上の放置自転車の排除を強化し、正しい駐車方法に関する教育及び効果的な広報活動を行い交通環境改善のため自転車駐車対策を重点的に推進する。

第5節 車輛の安全性の確保

(1) 自転車・ミニバイクの安全性の確保

若者・主婦層に利用者の多いミニバイク、また年齢や免許に関係なく利用できる自転車に対する安全対策として、交通安全教室やミニバイク教室等を通じて、安全運転について、意識の高揚を図って行く。

また、自転車の、点検・整備を行うという意識の徹底を図っていく。

第6節 道路交通の秩序の維持

(1) 暴走族対策の強化

暴走行為による交通事故・事件及び騒音の発生を阻止し、交通秩序を確保するために、暴走を繰り返す青少年を対象にして、交通安全関係機関・家庭・学校並びに町会等が連絡を密にして、暴走族追放の気運の高揚を図るとともに、青少年に対し、「暴走族加入阻止教室」等を開催するなどの指導を促進し、自他の行動について責任を自覚する意識を持つよう徹底した指導を行い、暴走族への加入を阻止し、既加入者には離脱等の支援指導を徹底する

第7節 救助・救急体制等の整備

(1) 救助・救急体制等の整備

緊急指令装置や高規格緊急自動車の完備及び日常の救助・救急隊員の教育訓練により、緊急時における体制を常に整備しておく。

また、人口の増加や交通量等の変化にともない、即応できる体制を整備し、今後とも強化していく。

(2) 救急関係機関との協力関係の確保

けが人等を救急医療機関へ円滑・迅速な収容を行うため、救急医療機関と消防機関等における連携や協力体制の確保に努め、救急医療機関における受け入れ、連絡体制をより強力なものになるように努力をしていく。